

令和5年度平塚市子ども・子育て会議
第1回全体会議 会議録

日時：令和5年5月25日（木）午後1時～午後2時
場所：平塚市青少年会館 2階 集会室

1 議題

(1) 公立園の在り方について

資料「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて（改訂版）（案）」及び同資料の「概要版」に基づき、企画政策課から説明した。

市全体の子育てサービスの維持、向上を図るためには、少子化が進展する状況においても民間事業者の経営の安定性を確保しつつ、公立園の再編を進める必要があることから、平成29年2月に策定した「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて」の改訂を行う。

改訂の考え方について、市全体の保育サービスを維持し向上させるため、市域を4つのエリアに区分けし、各エリアに1園の公立保育所又は認定こども園を置き、公設公営として存続する。該当する園は、神田保育園、しらさぎ保育園、港こども園、土沢地区に新たに整備する認定こども園の4園である。その他の公立保育所は、老朽化、保育需要を踏まえ、民営化、統合や廃園等を検討する。

続いて、公立幼稚園について、土屋幼稚園は吉沢保育園と統合し、認定こども園化することで、公立園として存続する。ひばり幼稚園は、建物の老朽化や、幼稚園需要などを踏まえ南原保育園と統合し、民設民営で認定こども園化することとする。このことから、公立幼稚園として単独で存続する園はなくなることになる。

今回の改訂により、公立園の数は、保育所4園と認定こども園2園の6園体制となる。取組の推進について、統合や民営化をする方向性とした公立園については、令和6年度を初年度として策定する次期行財政改革計画に取組を位置づけ、その計画期間内に着手する。

【質疑応答は次のとおり】

会 長：取組の推進について、令和6年度を初年度とする行財政改革計画の中に位置づけ、着手するということが、若草保育園、大神保育園、南原保育園とひばり幼稚園の統合、吉沢保育園と土屋幼稚園の統合等、全ての園について令和6年度から取り組むということか。

保育課長：計画に位置付けをするが、大神保育園、若草保育園については、少子化等の状況をみながら考えていくため、必ずしも令和6年度からの計画の中で取り組むものではない。

会 長：公立園の在り方については、今回示された考え方で進めていただくということよろしいか。

【委員の了承を得た】

(2) その他について

事務局から報告を行った。

ア 平塚市内の認可保育所における乳幼児死亡事案に関する検証報告について
(保育課)

「平塚市内の認可保育所における乳幼児死亡事案に関する検証報告書(概要)」について、説明を行った。平成29年4月27日に市内認可保育所において発生した乳幼児の死亡事案について令和4年1月から、「平塚市特定教育保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会」において、検証を行った。この度、令和5年5月16日に検証委員会から、再発防止に向けた提言をまとめた報告書が提出されたため、概要を報告する。本件は、市内認可保育所で発生した死亡事案に関する事実関係の把握、発生原因分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、市に提言することを目的としており、関係者の処罰を目的とするものではない。また、事実関係が明らかになっていないため、偶発的に発生した事案として考えられる要因と、故意の作為による事案として考えられる要因の双方から検証が行われた。市は、この提言を基に再発防止に向けた取組を推進し、園児が安全、安心に過ごすことができる環境の充実を図りたい。

なお、検証委員会から提出された報告書及び報告書の概要版につきましては、市ホームページに掲載し、公表している。

委員：再発防止策の提言に記載のある内容について、市として保育所等にどのような働きかけをしていくのか。施設に対し提言の内容を伝えることや補助金を交付し対策を講じることで安全を担保していくのか、見通しを知りたい。

保育課：今回の提言を受けて、令和5年5月22日に各保育園や認定こども園に報告書を送付している。また、昨年から実施している確認監査の中で集団指導等を順次行っていくため、その中で施設の状況を確認していきたいと考えている。補助金については検討していきたい。

イ 令和5年度子育て世帯へ生活支援特別給付金の支給について（こども家庭課）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、対象世帯に特別給付金を支給することが国において決定している。本市においても、迅速に給付に向けた準備を進めるため、補正予算を専決処分した。

【質疑・応答なし】

ウ 会議全般についての質疑・応答

委員：「公立園の在り方について」の説明で、公立園が障がい児の受入れのセーフティネットの役割を担うとの話があった。障がいの有無について、判断することが難しいことは理解しているが、入所申込の時点で、こども発達支援室くれよん（以下「くれよん」という。）の先生に相談をしたり、保護者と話しをし

ながら、民間園で預かれるのか、公立園で預かった方が良いのか判断することはできないか。また、民間園に入園後に重度の障がい児であることが判明した場合、年度途中でも転園により公立園が受け入れてくれるとありがたい。

それから、市の補助金だけでは障がい児を保育するための保育士雇用は難しいため、国の制度である療育支援加算が利用できないか検討していただきたい。

保育課長：市の全体的な考え方になるが、自宅近隣の保育所を希望する方が多い傾向がある。民間園では受入れが困難な場合は、公立園がセーフティネットとなる必要があるが、障がいのあるお子さんの受入れについては、公立園だけではなく民間園を含めて、市内のどこでも支援の必要な子どもを受け入れることができる体制づくりが必要だと考えている。障がいの有無の判断については、年齢が小さい時に判断するのが難しく、年齢を重ねるにつれて症状がでてくるといった傾向がある。入所の受付けでは、保護者がお話できる範囲での聞き取りとなること、また入所申込から選考までの期間が短いことから、「くれよん」の職員が全ての入所希望者に対し、聞き取り等をするということは難しいと考える。また、療育支援加算については、既に運営費として施設に支払いをしている中に含まれている。保育士の手が足りない状況は認識しており、補助金の拡充についても、検討している。

こども家庭課：保育所に入所前から「くれよん」に通っており、事情を把握できている子どもに対して、市がどの施設に通うべきか判断する事は人権的な観点からも難しいが、子どもにとって過ごしやすい環境について助言することは、今までも行っている。民間の児童発達支援事業所を勧めた場合でも保護者の希望として、長時間保育が可能な保育所を選ばれることもある。そのことについて、強制はできないことから、引き続き保護者の立場に立ち助言を行いたい。

委員：お願いになるが、入所を希望してきた子どもについては、重度障害の分かった段階で公立の保育園が積極的に受け入れてほしい。もちろん民間園でも協力しながら受け入れを行うが、民間園では預かることが難しい子どもは、公立園で積極的に受け入れて欲しい。

会長：保護者の立場や様々な問題もあり、一朝一夕にはいかないと考えるが、説明にあったとおり入所申込の見極めの際に「くれよん」から助言や情報提供をいただくことや、市と各保育所で情報交換を行うことで対応していただきたい。また、保育園に通えることが決定した後についても同様の対応をお願いしたい。

出席者：落合会長、金田委員、中村委員、金子委員、白川委員、梅本委員、清田委員、古川委員、杉山委員、三宅委員、横山委員、長嶋委員、島袋委員、大澤委員

傍聴者：0人

事務局：健康・こども部長、企画政策課長、保育課長、教育総務課長、学務課長、企画政策課2人、こども家庭課1人、教育総務課1人、学務課1人、教育指導課1人、保育課7人

以上